

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案委員会修正要旨

一 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間を「平成二十七年度以降十箇年間」から「平成二十八年度から平成三十六年度までの間」に改める。

二 この法律の施行期日を「平成二十七年十月一日」から「平成二十八年四月一日」に改める。